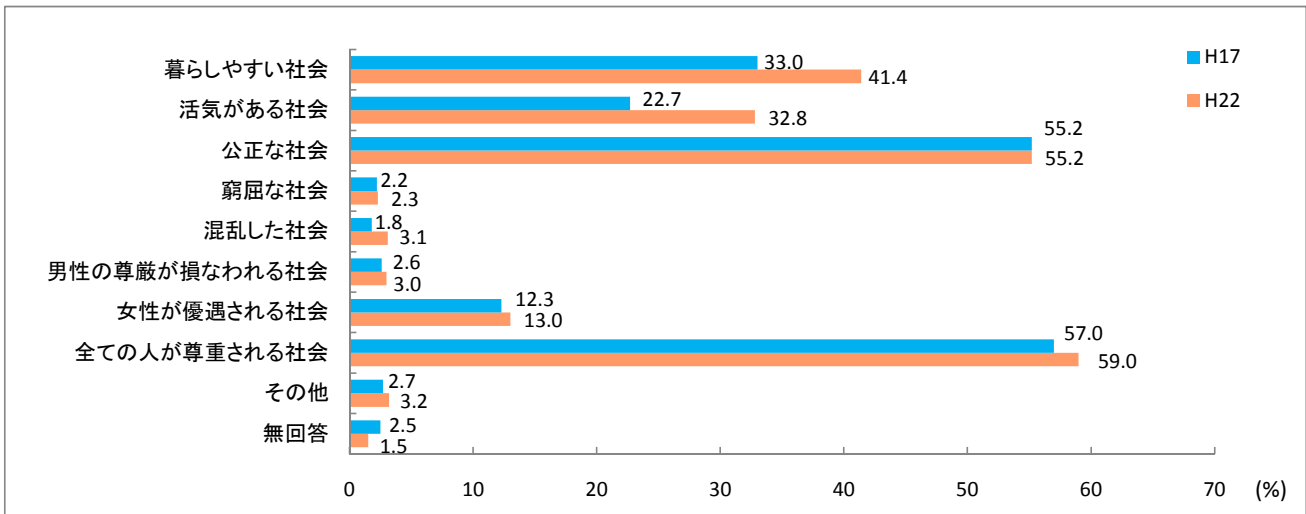


## V 參考資料

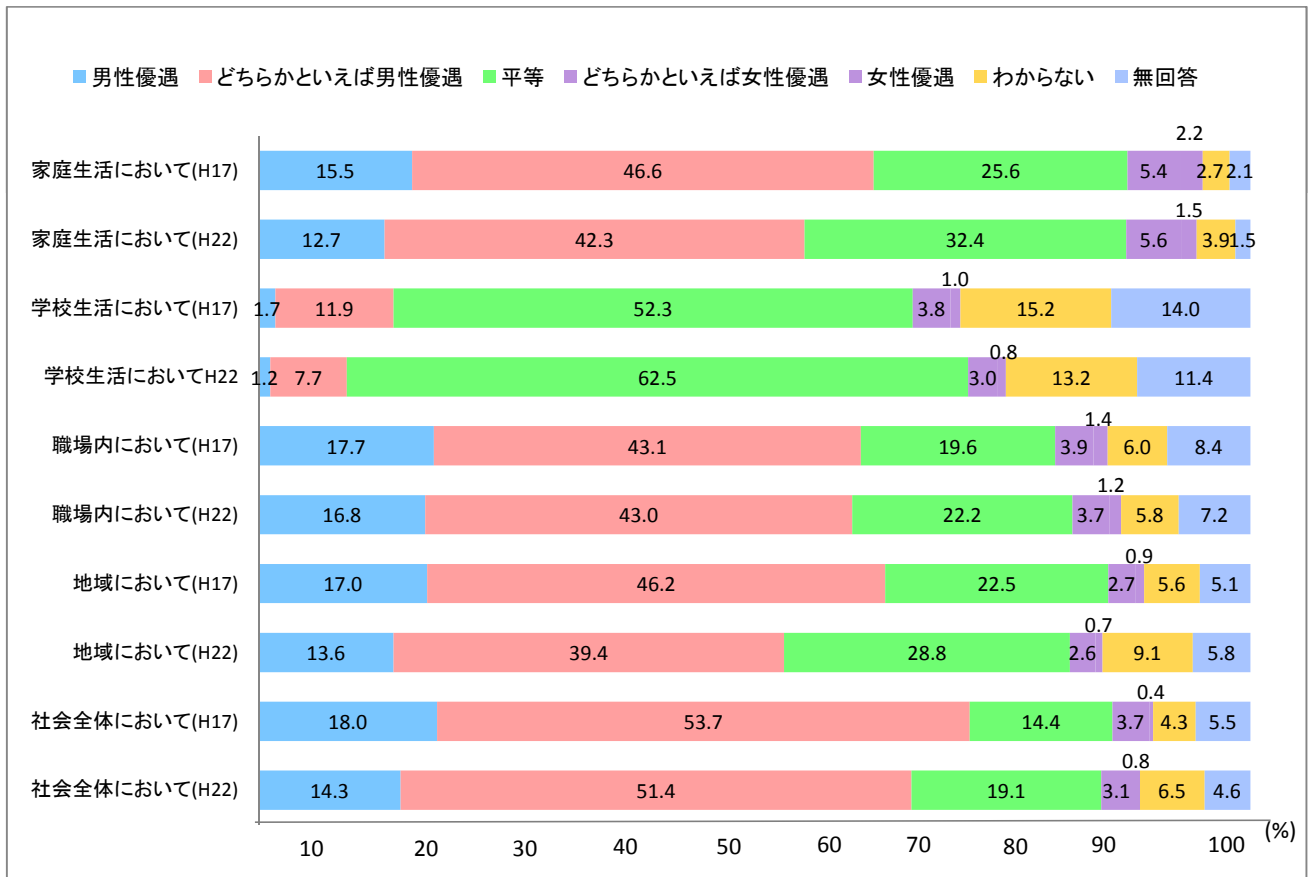
# 1 男女共同参画に関するデータ

## 山梨県における男女共同参画社会のイメージ



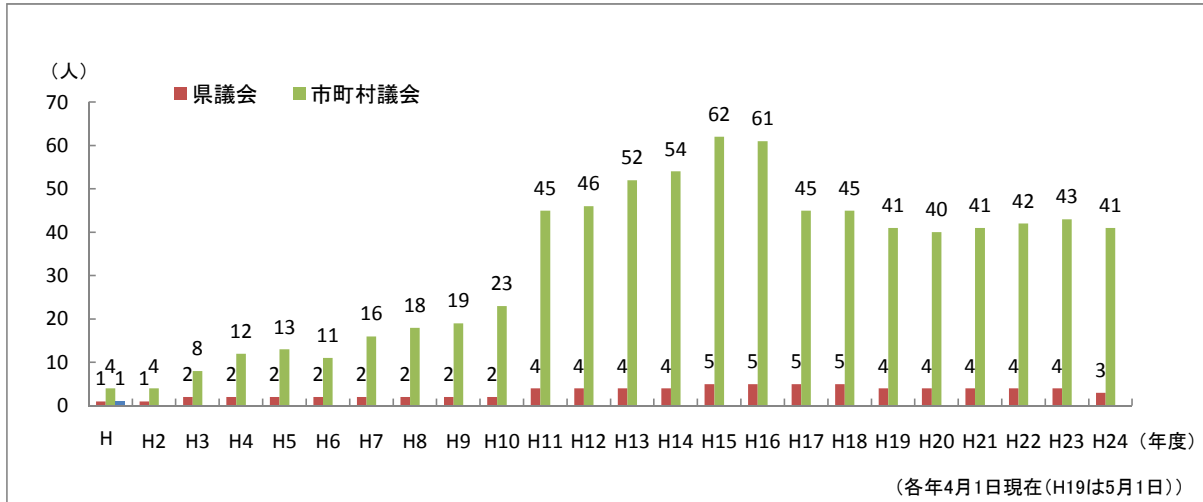
(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

## 各分野における男女の不平等感



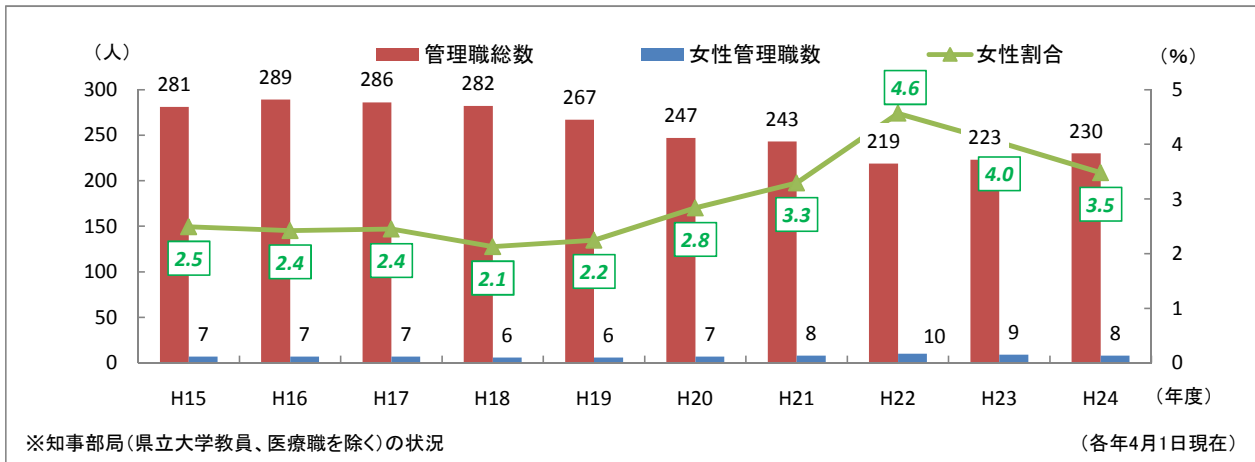
(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

## 女性議員数の推移(県、市町村)



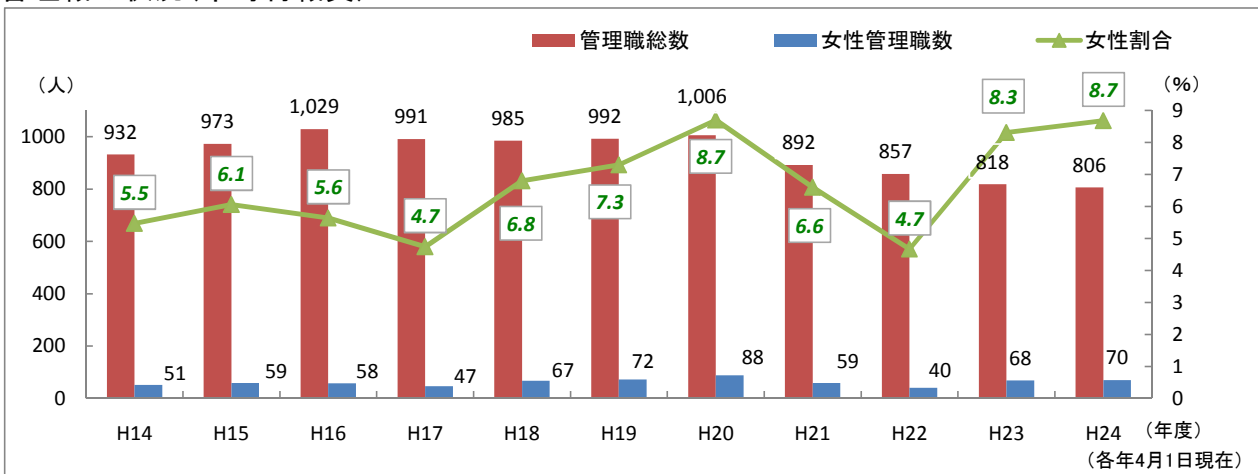
(資料: 県民生活・男女参画課)

## 管理職の状況(県職員)



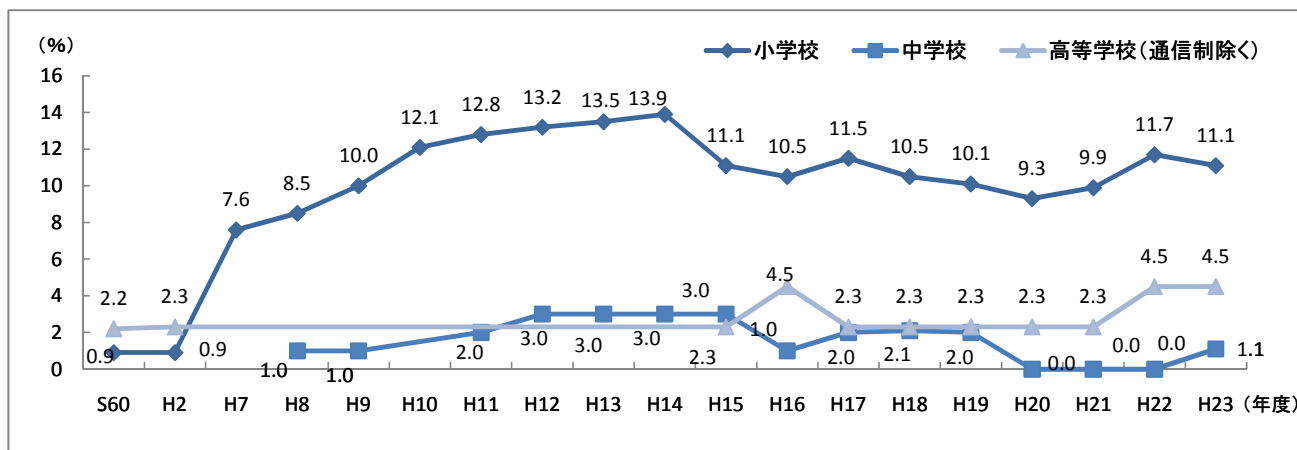
(資料: 人事課)

## 管理職の状況(市町村職員)



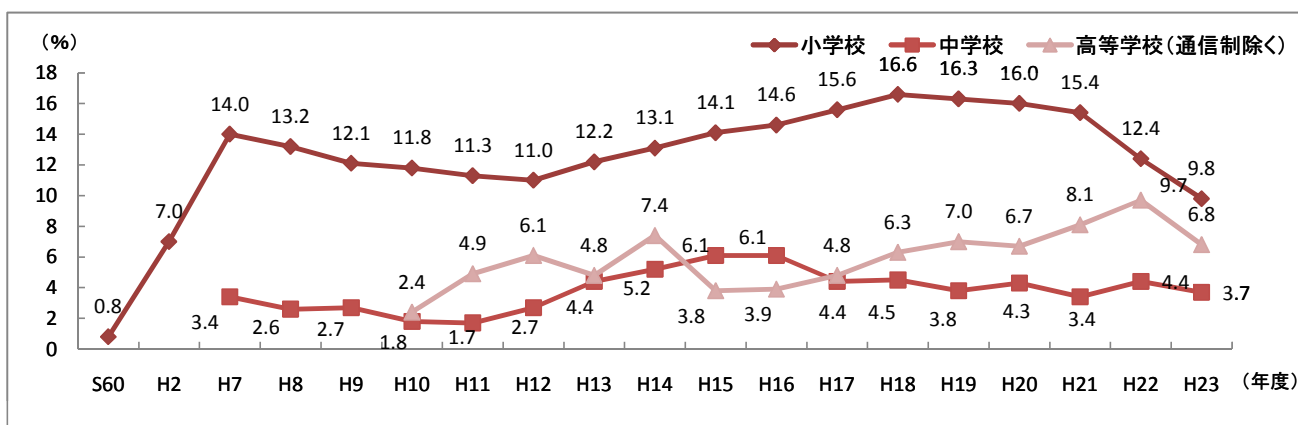
(資料: 県民生活・男女参画課)

### 女性校長・(本務者)の割合の推移(山梨県)



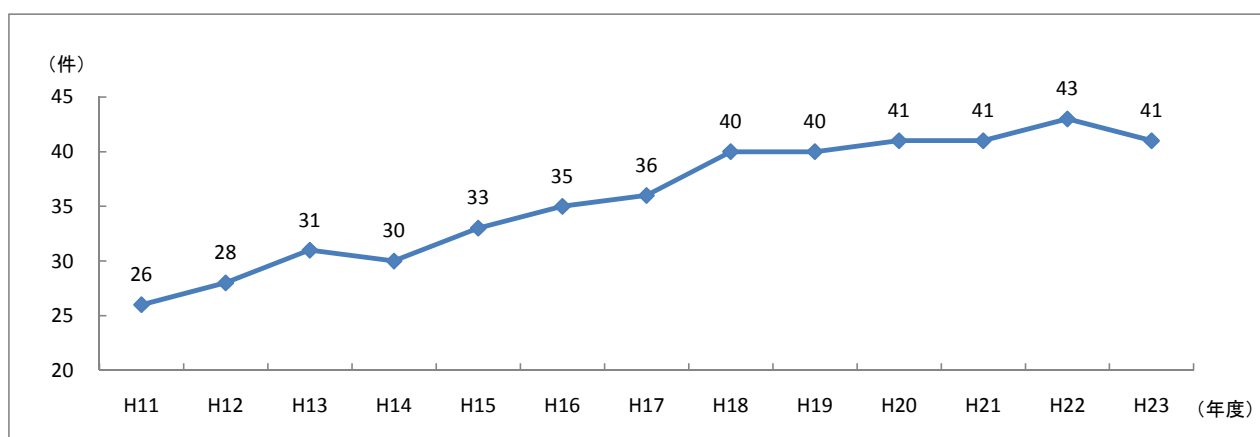
(資料:文部科学省学校基本調査)

### 女性教頭・(本務者)の割合の推移(山梨県)



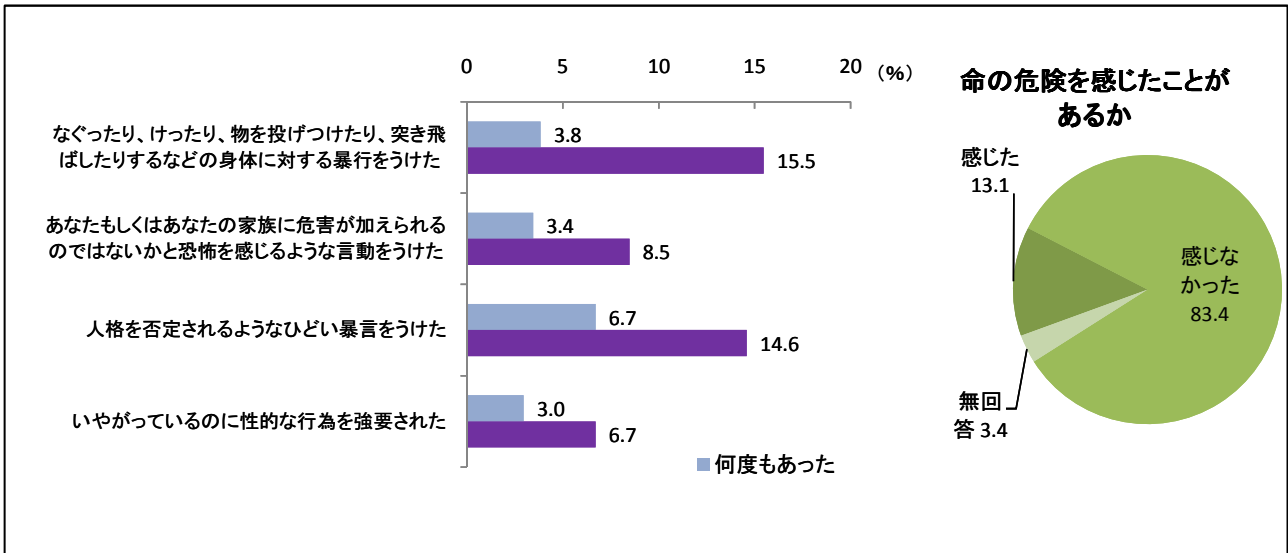
(資料:文部科学省学校基本調査)

### 農村女性企業グループ数の推移



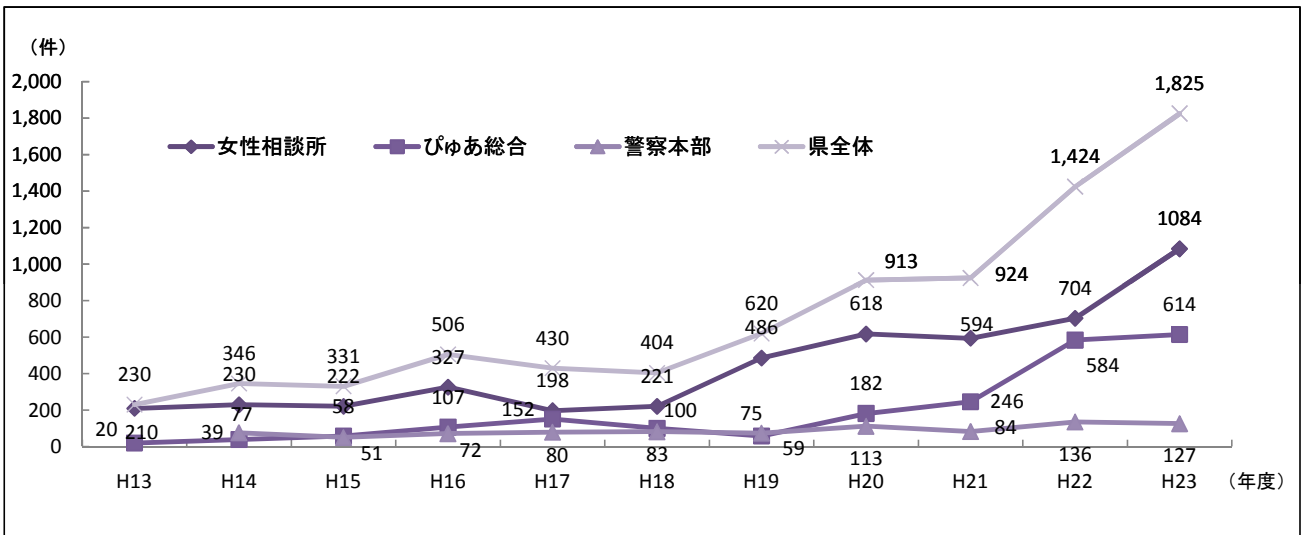
(資料:農業技術課)

## 配偶者からの暴力の被害体験

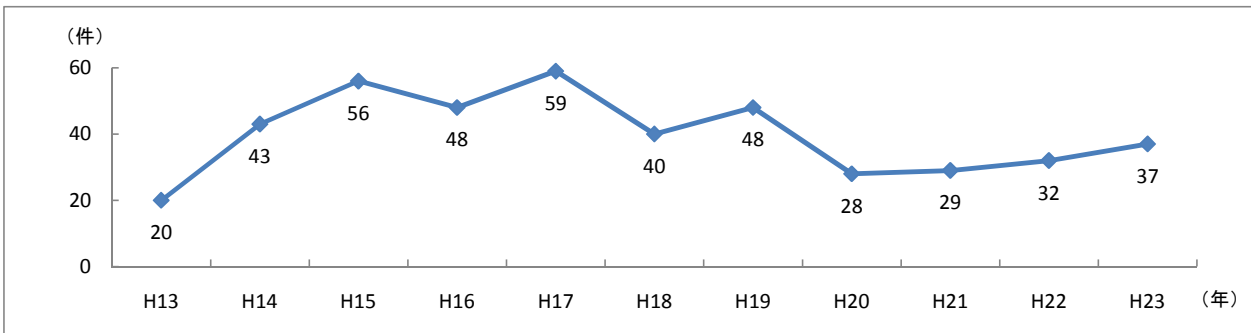


(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査)

## 山梨県における配偶者からの暴力に関する相談件数の推移

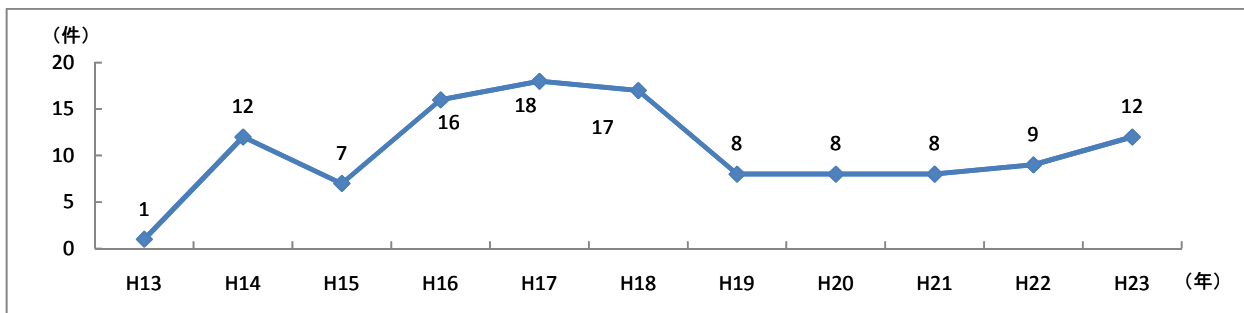


## 甲府地方方法務局におけるDV相談の推移



(資料: 甲府地方方法務局)

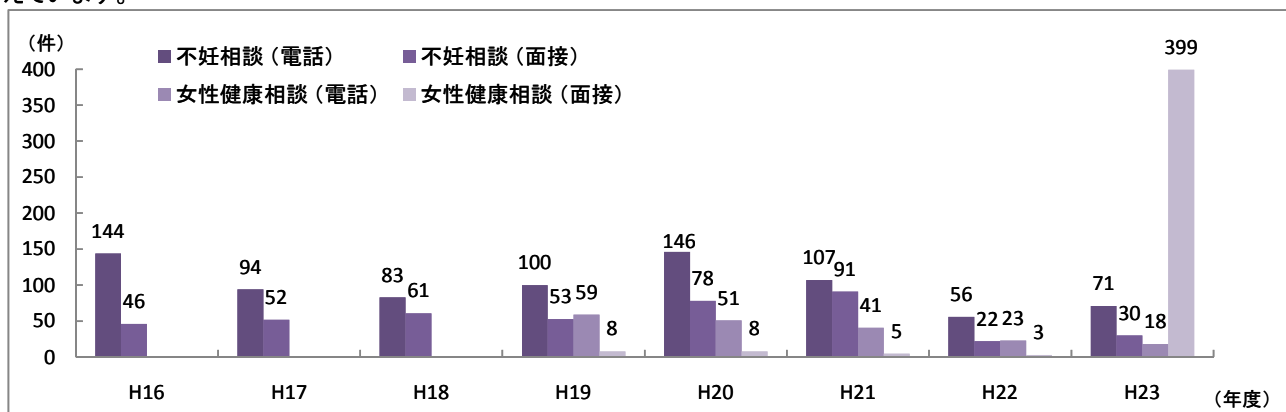
### 警察におけるDV防止法による保護命令事件数の推移



(資料:警察本部生活安全企画課)

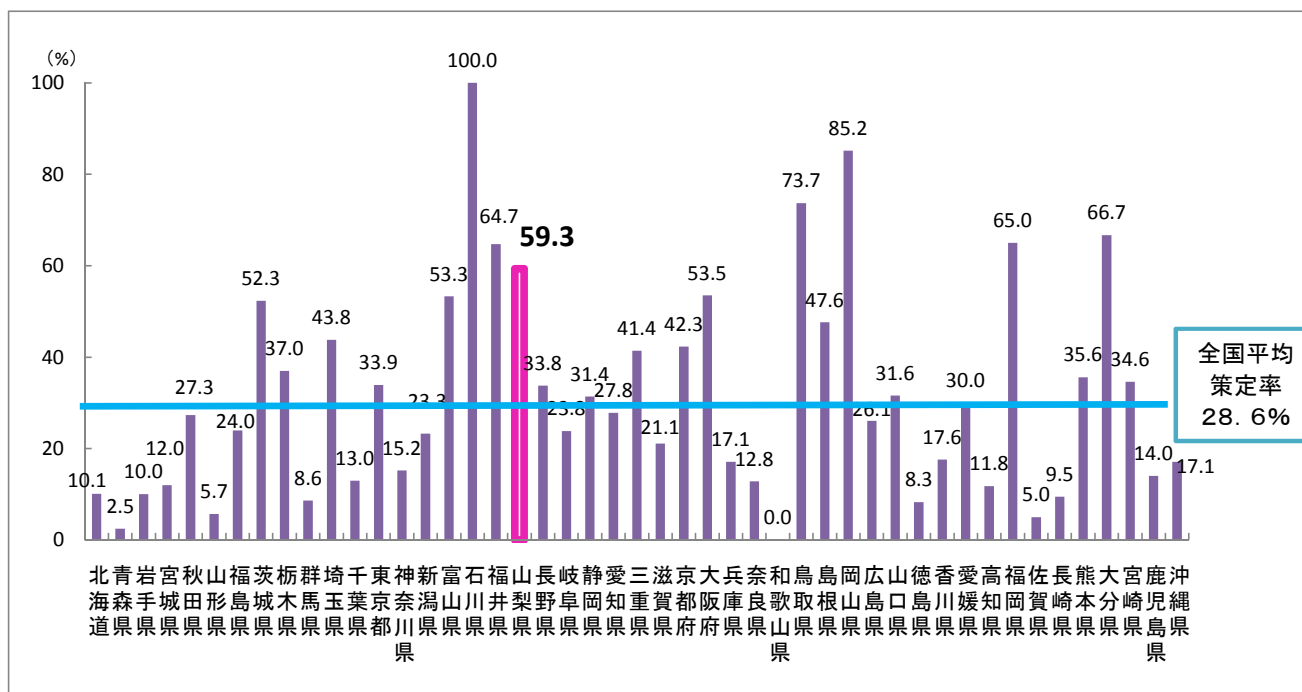
### ルピナスにおける相談件数

H23年度から保健所において不妊治療医療費助成申請のための面接が始まったため、女性健康相談(面接)の件数が増えています。



(資料:健康増進課)

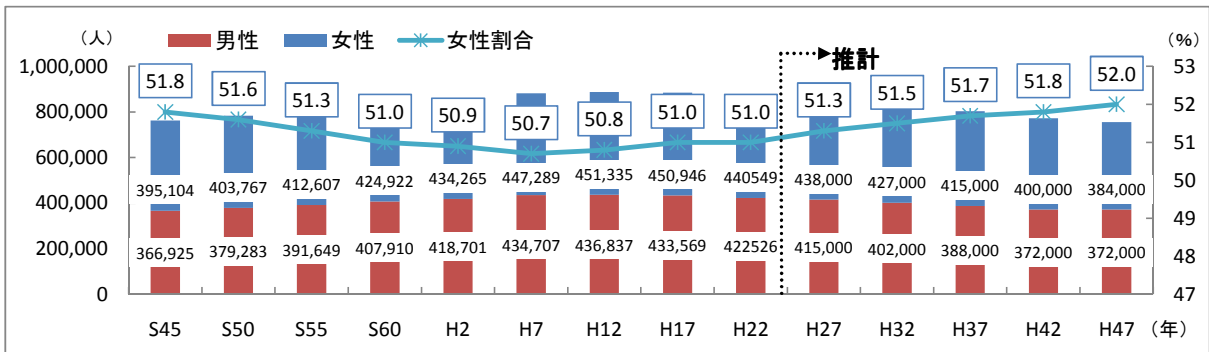
### H23年度における男女共同参画に関する条例の制定状況



(資料:内閣府男女共同参画局)

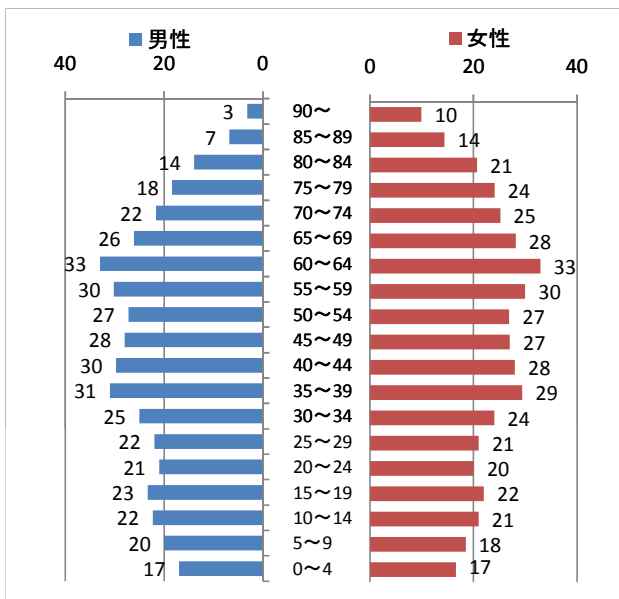
## 2 山梨県のデータ

### 人口の推移

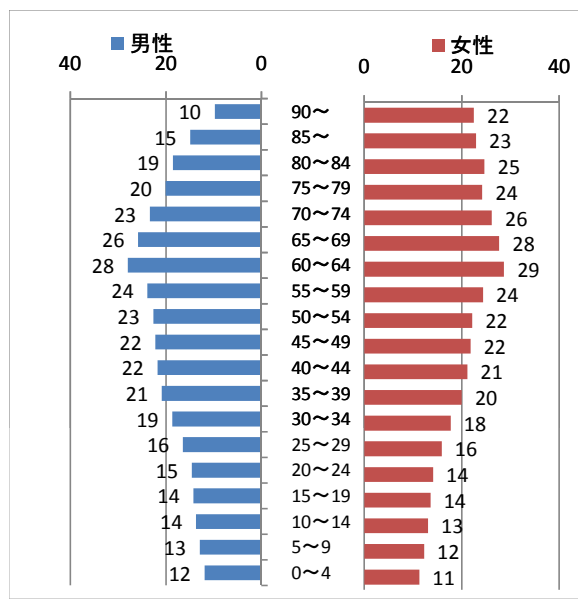


(資料:総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)

### 2010年人口ピラミッド(単位:1,000人)

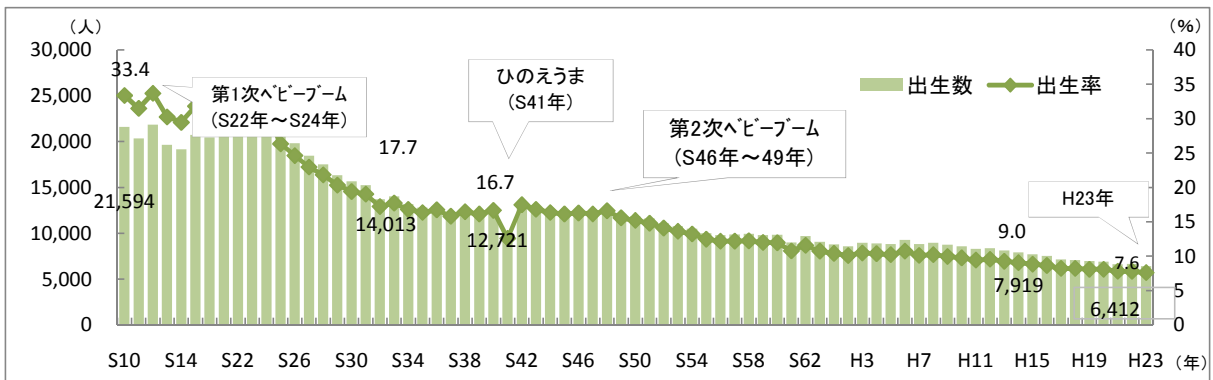


### 2035年人口ピラミッド(単位:1,000人)



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)

### 出生数・率の推移

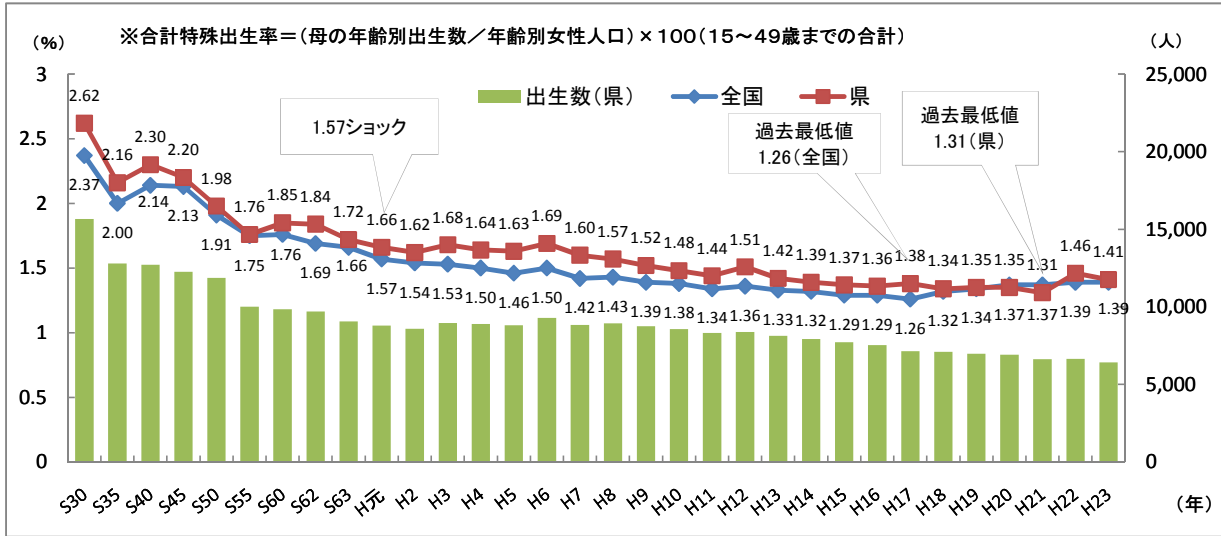


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

## 合計特殊出生率の推移

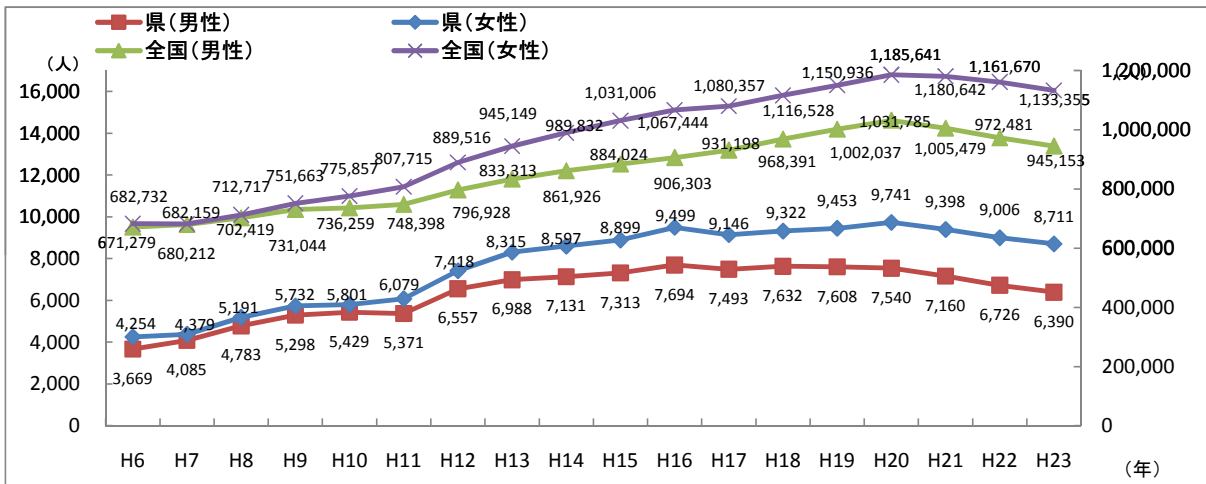
合計特殊出生率が、2.08を下回ると将来の人口は自然減となると言われています。

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の平均子ども数に相当します。



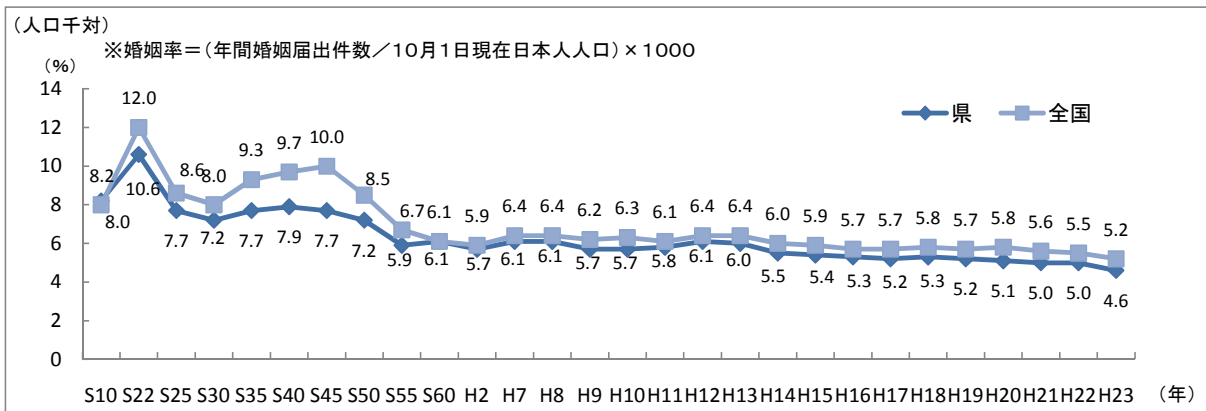
(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

## 外国人登録者数の推移



(資料:法務省「在留外国人統計」)

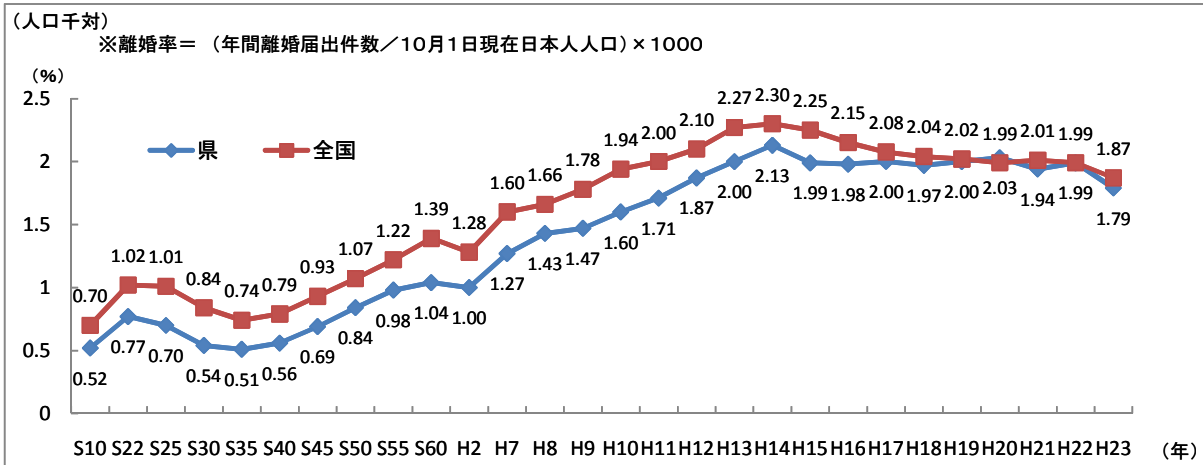
## 婚姻率の推移



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

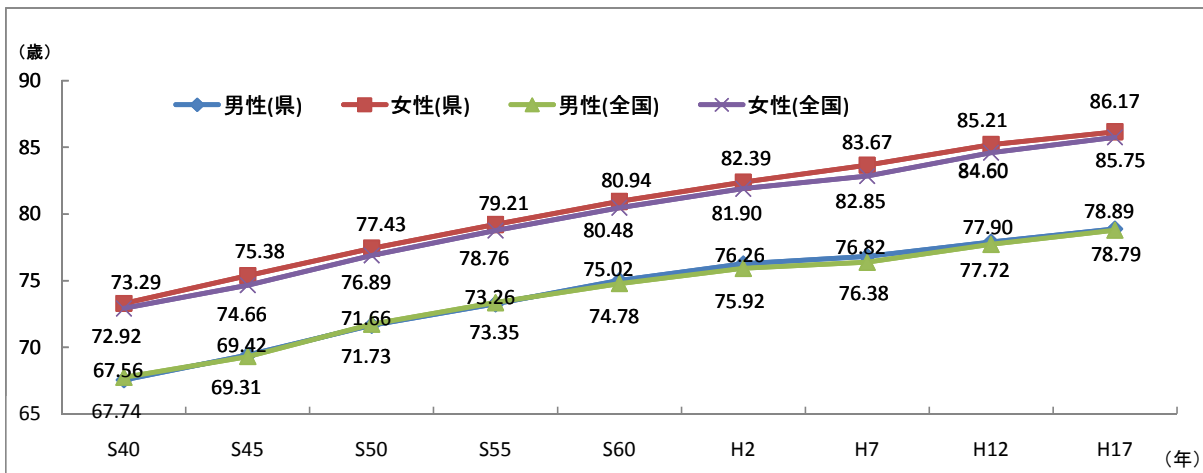


## 離婚率の推移(県・全国)



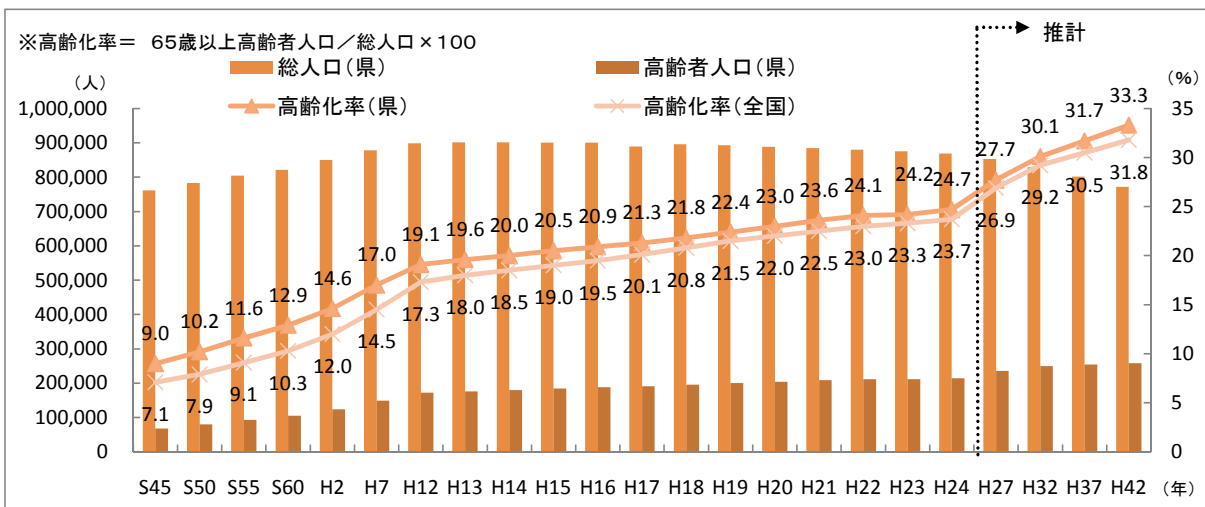
(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

## 平均寿命の推移(県・全国)



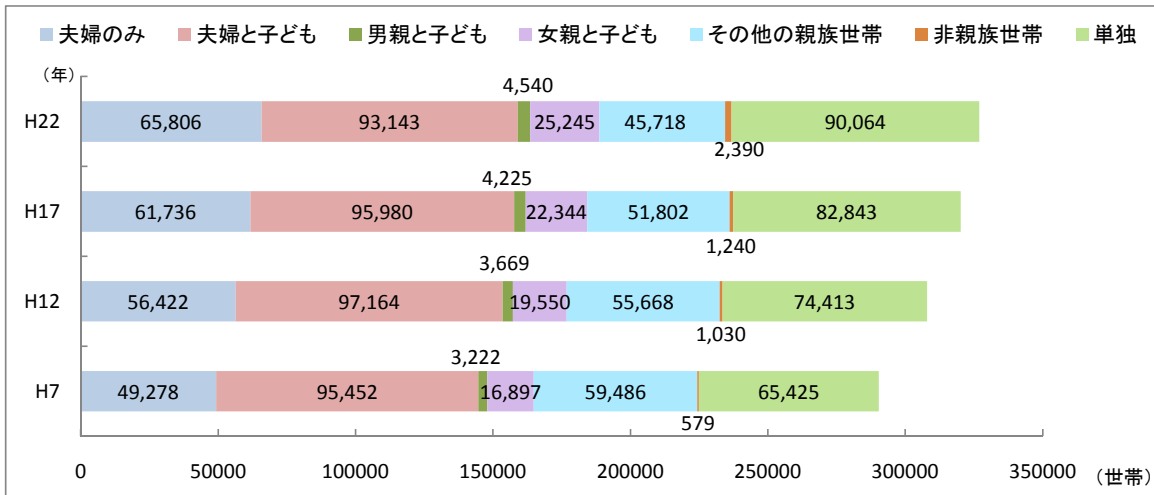
(資料:厚生労働省「簡易生命表及び完全生命表」)

## 高齢化の推移(県・全国)



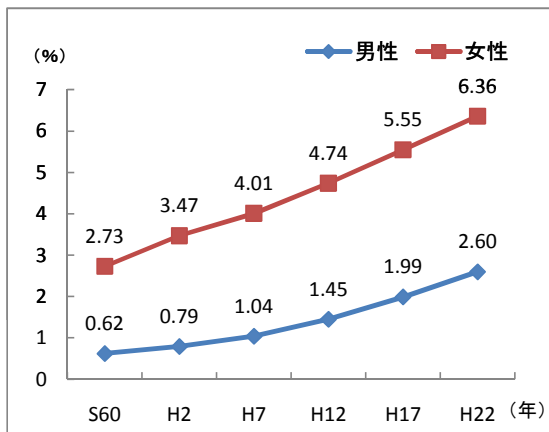
(資料:長寿社会課 平成24年度「高齢者福祉基礎調査」等)

## 家族類型別世帯数



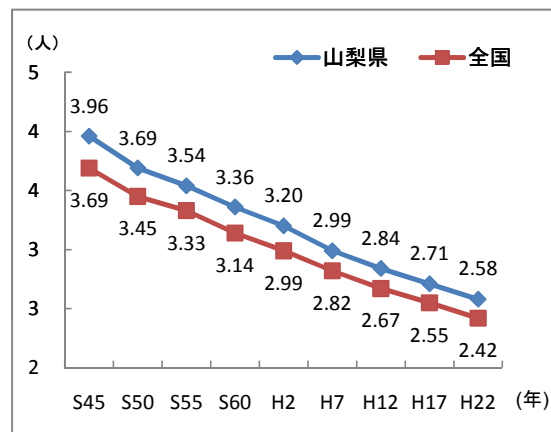
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」H22)

## 一般世帯に占める高齢者単独世帯の推移



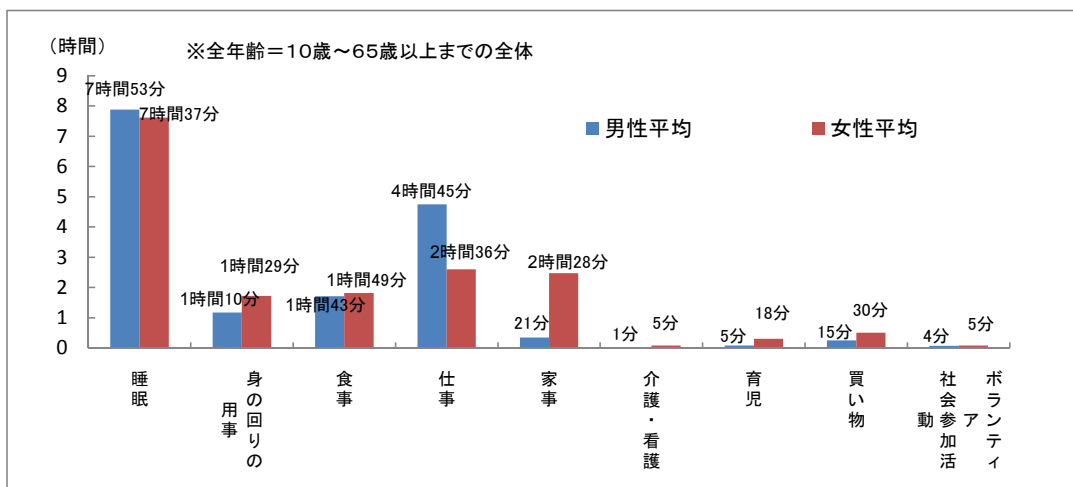
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

## 1世帯あたり人員の推移(県、全国)



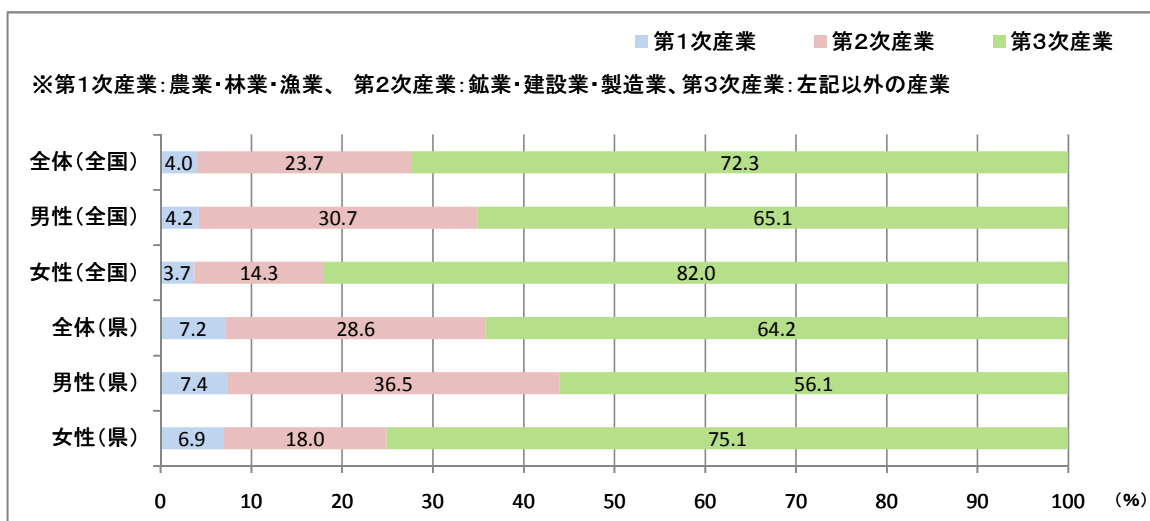
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

## 1日の行動の種類別平均時間(H23年度・週全体・全年齢・山梨県)



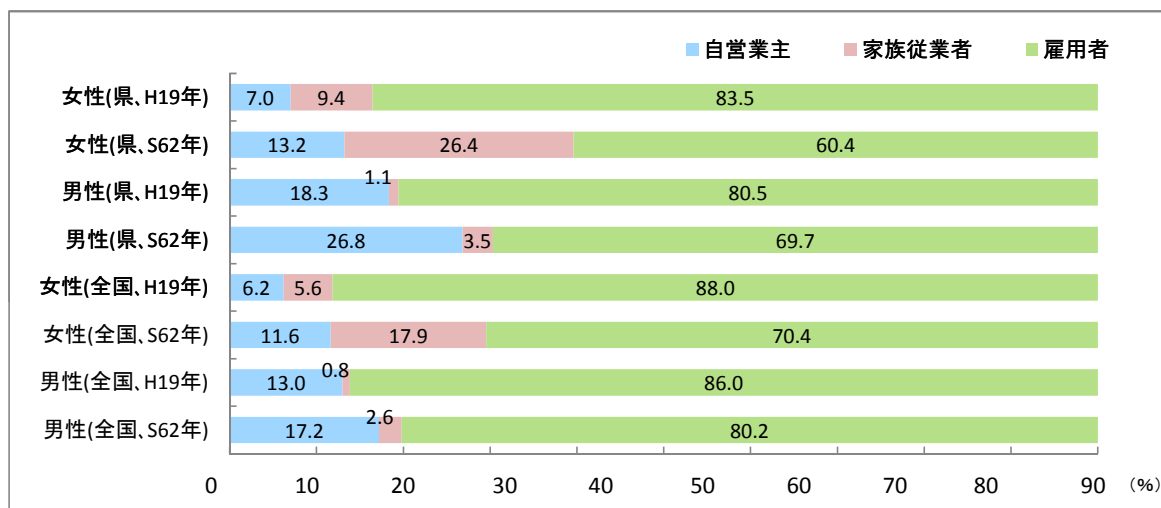
(資料:総務省統計局「H23社会生活基本調査報告」)

## 産業別男女就業者の構成



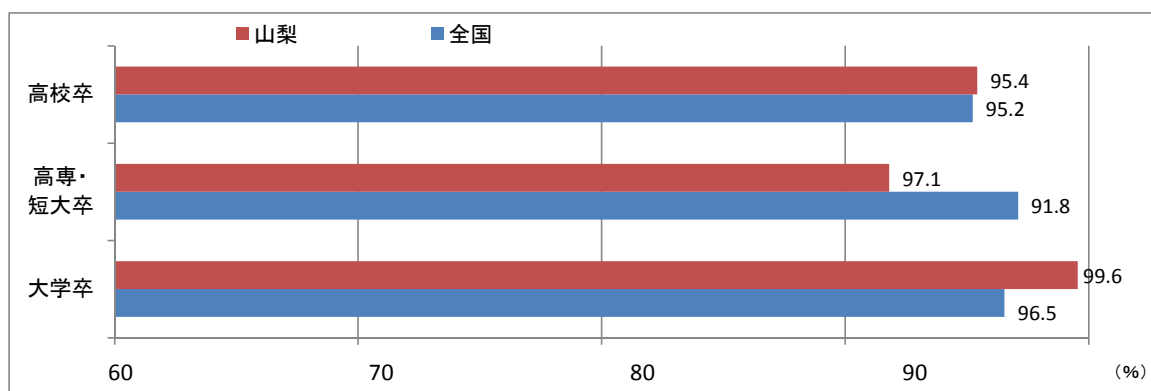
(資料: 総務省統計局「国勢調査報告」H22年)

## 雇用形態別有業者の状況(県、全国)



(資料: 総務省統計局「就業構造基本調査報告」)

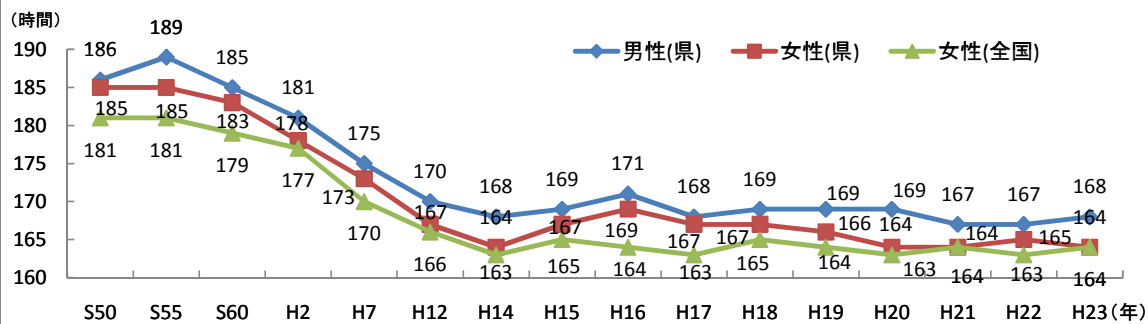
## 男性を100とした場合の女性の初任給額の割合(H23年)



(資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」)

## 企業労働者の所定内実労働時間数の推移(県、全国)

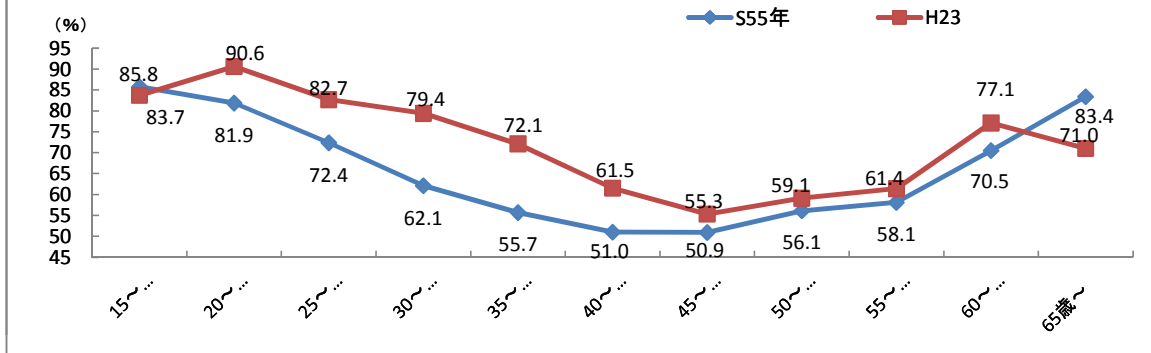
※労働者一人あたりの1ヶ月間の平均値  
 ※所定内実労働時間数＝総実労働時間(実際に労働した時間)－超過実労働時間(就業規則等で定められた時間以外に実際に労働した時間数)  
 ※企業規模10人以上



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」)

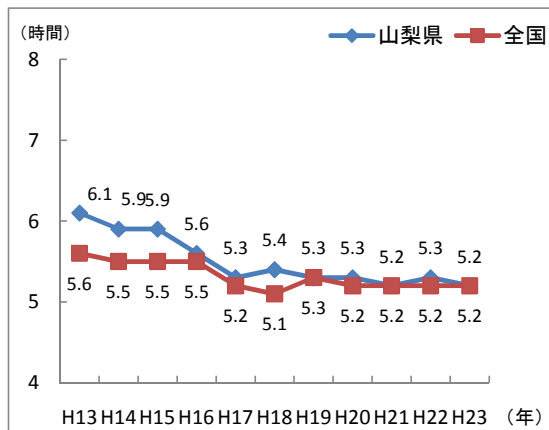
## 男性を100とした場合の女性にきまって支給する現金給与額の割合(山梨県)

※「きまって支給する現金給与額」とは、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によりその月分として支給される控除前の現金給与額



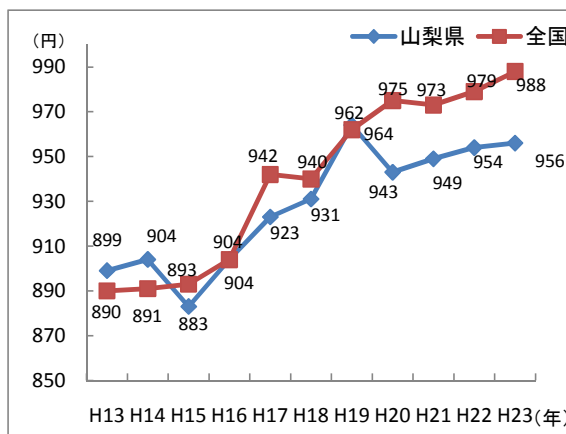
(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」)

## 企業の女性短時間労働者1日当たり所定内実労働時間の推移(県、全国)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」)

## 企業の女性短時間労働者1時間当たり所定内給与額の推移(県、全国)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」)

※「短時間労働者」は、H16年調査まで「パートタイム労働者」として調査していたものと定義は同じ

※「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者

### 3 男女共同参画に関する国内外の動き

世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
	1945	S20	・「衆議院議員選挙法」の改正公布 (初めて婦人参政権実現)	
・国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置	1946	S21	・「日本国憲法」の公布 ・戦後第1回衆議院議員選挙 (女性議員39人当選)	
	1947	S22	・第1回参議院議員選挙 (女性議員10人当選)	・第1回参議院議員選挙(平野成子氏当選)
・「世界人権宣言」採択 (第3回国連総会)	1948	S23		
・「女子に対する差別撤廃宣言」採択 (第22回国連総会)	1967	S42		
・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」宣言(1976～1985)	1975	S50	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
	1976	S51	・民法等の一部改正施行 ①離婚後の氏関連法の改正 ②婚姻事件の管轄裁判所 ③嫡出子出生の届出順位	
	1977	S52	・「世界行動計画」を受けて 「国内行動計画」策定(～S61)	
	1978	S53		・2月定例県議会 「婦人問題企画推進に関する請願」採択 ・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置
・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (130カ国日本を含む)採択 (第34回国連総会)	1979	S54		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	1980	S55	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択
・ILO総会(ジュネーブ)で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」 (156号)採択	1981	S56	・「民法及び家事審判法」の一部改正 (配偶者の相続分1/3→1/2) ・「国内行動計画」後期重点目標策定	・「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則(準則)一部改正 (婦人行政の総合企画及び調整に関することを加え、婦人行政の事務分掌を明確化) ・山梨県女性関係行政推進会議設置
	1982	S57		・山梨県情報誌「ふじざくら」創刊
	1984	S59		・総合婦人会館開館
・「国連婦人の十年」世界会議開催 (ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985	S60	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称 ・第1回山梨県婦人のつばさ海外研修事業実施
	1987	S62	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(～H12)	
	1988	S63		・初の県議会女性議員に宮沢栄子氏当選
	1989	H元	・学習指導要領の改定 (高等学校家庭科の男女必修等)	・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990	H2		・富士女性センター開館
	1991	H3	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業法」公布	・「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置
・環境と開発に関する国連会議開催 (リオデジャネイロ)	1992	H4	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置
・国連世界人権会議開催(ウィーン)	1993	H5	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー設置

国際婦人の十年

世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	1994	H6	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	1995	H7	・「ILO156号条約」(家族的責任条約)批准 ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
	1996	H8	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・峡南女性センター開館 ・県女性団体協議会設立
	1997	H9	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布	
	1998	H10	・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	・「やまなしヒューマンプラン21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進旬間設定 ・総合婦人会館を総合女性センターに改称
	1999	H11	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
・国連特別総会女性2000年会議開催(ニューヨーク)	2000	H12	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施
	2001	H13	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)公布、施行 ・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・第1回男女共同参画週間	
	2002	H14		・「山梨県男女共同参画推進条例」制定 ・「山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)」策定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画推進リーダー設置(女性いきいきアドバイザー終了)
	2003	H15	・次世代育成支援対策推進法」施行	
	2004	H16	・「DV法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」策定	・女性センター(総合、峡南、富士)を統合し、男女共同参画推進センターに名称変更 ・やまなし女性リーダー養成海外研修事業実施(終了)
・第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)(ニューヨーク)	2005	H17	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・やまなし女性チャレンジ支援ネットワーク会議設置 ・やまなし女性未来塾実施
・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	2006	H18	・「男女雇用機会均等法」改正	・「第2次山梨県男女共同参画計画」策定
	2007	H19	・「DV法」改正 ・DV基本方針改定	・「やまなし女性の知恵委員会」設置 ・「山梨県男女共同参画企業懇話会」開催
	2008	H20	・「女性の参画加速プログラム」策定	・「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
	2009	H21	・「DV相談ナビ」開始	・男女共同参画課を県民生活・男女参画課と改称 ・男女共同参画推進センターに指定管理制度を
・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」(H23.1発足予定)の最高責任者に初代前チリ大統領のミシェル・バチレ氏決定	2010	H22	・「改正育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画審議会「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施
「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」発足(1月)	2011	H23		・「第3次山梨県男女共同参画計画」策定

## 4 関係法令

### 「山梨県男女共同参画推進条例」

平成14年3月28日公布・施行  
平成14年 山梨県条例 第1号

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。  
山梨県においては、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。  
しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。  
また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。  
このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

##### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。  
二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

**第8条** 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

#### (県民の責務)

**第9条** 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第10条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

**第11条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。



**(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)**

**第 12 条** 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

**(教育及び学習の促進)**

**第 13 条** 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

**(男女共同参画推進月間)**

**第 14 条** 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

**(苦情の処理及び相談への対応)**

**第 15 条** 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第 1 項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

**(県民等の活動に対する支援)**

**第 16 条** 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)**

**第 17 条** 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(財政上の措置)**

**第 18 条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(調査研究)**

**第 19 条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 知事は、必要があると認める場合は、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

**(男女共同参画の推進状況等の公表)**

**第 20 条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

### 第3章 性別による権利侵害の禁止

**第21条** 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

### 第4章 山梨県男女共同参画審議会

#### （山梨県男女共同参画審議会）

**第22条** 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （部会）

**第23条** 審議会に、部会を置き、第15条第3項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

- 2 部会は、審議会の指名する委員3人をもって構成する。

### 第5章 雑則

#### （委任）

**第24条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

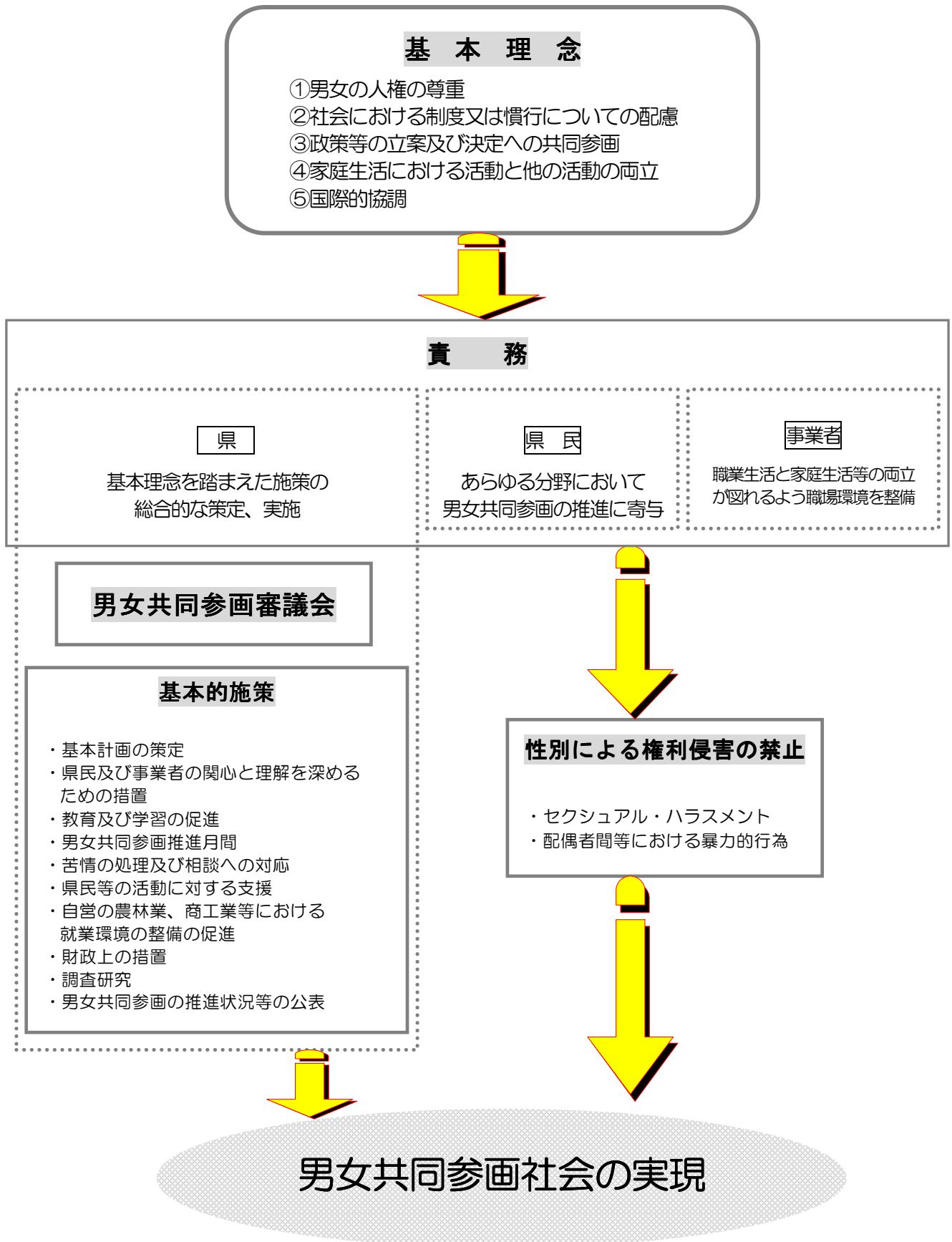
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

##### （附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

# 男女共同参画推進条例のしくみ



# 山梨県男女共同参画推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、山梨県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (本部の構成)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長には知事を、本部長代理には副知事を、副本部長には企画県民部長を、本部員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部会議)

第3条 本部会議は、次の事項を協議する。

(1) 男女共同参画の推進に係わる基本的かつ総合的な計画の策定に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に係わる施策の総合調整に関すること。

(3) その他男女共同参画の推進に関すること。

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

## (幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

(1) 本部会議に付議する事項の整理及び本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。

(2) 男女共同参画推進員として各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

3 幹事会に幹事長を置き、企画県民部理事をもって充てる。

4 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

## (部会)

第5条 本部に次の部会を置く。

2 部会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

幹事会に付議する事項及び幹事会から指示された事項の調査・検討に関すること。

3 部会に部会長を置き、県民生活・男女参画課総括課長補佐をもって充てる。

4 部会は部会長が招集し、掌理する。

## (庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民生活・男女参画課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成10年4月22日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (本部の構成)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	企画県民部長
本部員 14名	公営企業管理者、教育長、警察本部長、知事政策局長、リニア交通局長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長

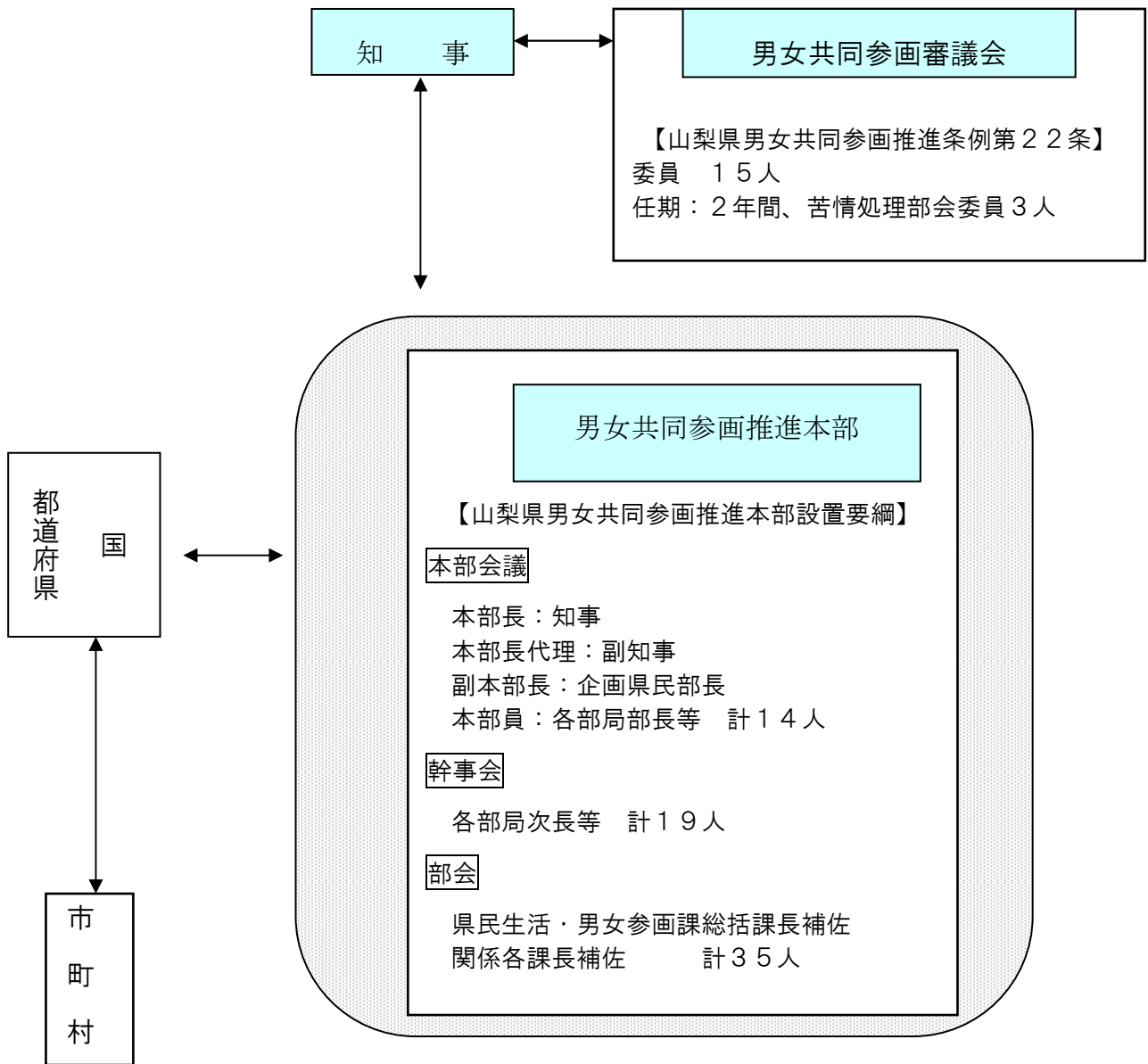
別表2 (幹事会の構成) 19名

1 企画県民部理事
2 知事政策局次長、企画県民部次長、リニア交通局次長、県民生活・男女参画課長、総務部次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、産業労働部次長、観光部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局次長、企業局次長、教育次長、警察本部警務部参事官、議会事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長
※次長が複数置かれている部の次長にあつては、当該部の部長が指定する者とする。

別表3 (部会の構成) 35名

1 県民生活・男女参画課総括課長補佐
2 広聴広報課、行政改革推進課、企画課、消費生活安全課、生涯学習文化課、人事課、防災危機管理課、福祉保健総務課、長寿社会課、児童家庭課、障害福祉課、医務課、衛生薬務課、健康増進課、森林環境総務課、環境創造課、産業政策課、商業振興金融課、産業支援課、労政雇用課、産業人材課、観光企画・ブランド推進課、国際交流課、農政総務課、農業技術課、耕地課、県土整備総務課、企業局総務課、教育委員会総務課、義務教育課、高校教育課、社会教育課、スポーツ健康課、警務部警務課企画室の総括課長補佐、課長補佐等の職にある者のうち1名
なお、課長補佐が複数置かれている課の課長補佐にあつては、当該課の課長が指定する者とする。

# 山梨県男女共同参画推進体制



## 5 行政担当窓口、相談窓口等（特に記載がない場合は、年末年始を除く）

### ■平成24年度市町村男女共同参画行政担当窓口

市 町 村 名	担当部署・係		住 所	電話番号
甲 府 市	人権・男女共同参画課 男女共同参画係	〒400-0858	甲府市相生2-17-1(仮本庁舎)	055-237-5209
富 士 吉 田 市	市民活動推進課 男女共同参画推進室	〒403-8601	富士吉田市下吉田1842	0555-22-1111(代)
都 留 市	政策形成課 政策担当	〒402-8501	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111(代)
山 梨 市	市民生活課 まちづくり・協働担当	〒405-8501	山梨市小原西843	0553-22-1111(代)
大 月 市	秘書広報課 広聴広報担当	〒401-8601	大月市大月2-6-20	0554-23-8005
韭 崎 市	企画財政課 企画推進担当	〒407-8501	韭崎市水神1-3-1	0551-22-1111(代)
南アルプス市	みんなでまちづくり推進課 男女共同参画担当	〒400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-6493
北 杜 市	企画課 企画担当	〒408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1321
甲 斐 市	市民活動支援課 市民活動支援係	〒400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1704
笛 吹 市	市民活動支援課 市民活動支援担当	〒406-8510	笛吹市石和町市部777	055-262-4138
上 野 原 市	総務課 行政防災担当	〒409-0192	上野原市上野原3832	0554-62-3117
甲 州 市	市民生活課 市民協働推進室 市民参画・協働担当	〒404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5583
中 央 市	政策秘書課 企画政策担当	〒409-3892	中央市臼井阿原301-1	055-274-8512
市 川 三 郷 町	企画課 企画政策係	〒409-3601	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1103
富 士 川 町	町民生活課 生活推進担当	〒400-0592	富士川町天神中条1134	0556-22-7209
早 川 町	総務課 庶務担当	〒409-2732	早川町高住758	0556-45-2511(代)
身 延 町	政策室 企画政策担当	〒409-3392	身延町切石350	0556-42-4801
南 部 町	総務課 総務係	〒409-2192	南部町福土28505-2	0556-66-3401
昭 和 町	企画財政課 企画情報係	〒409-3880	昭和町押越542-2	055-275-8154
道 志 村	総務課 総務・行政グループ	〒402-0209	道志村6181-1	0554-52-2111(代)
西 桂 町	総務課	〒403-0022	西桂町小沼1501-1	0555-25-2121(代)
忍 野 村	総務課 総務担当	〒401-0592	忍野村忍草1514	0555-84-7791
山 中 湖 村	総務課 女性政策係	〒401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-1111(代)
鳴 沢 村	総務課 総務係	〒401-0398	鳴沢村1575	0555-85-2311(代)
富 士 河 口 湖 町	企画財政課 男女共同参画・国際係	〒401-0392	富士河口湖町船津1700	0555-72-1129
小 菅 村	教育委員会	〒409-0211	小菅村4698	0428-87-0111(代)
丹 波 山 村	教育委員会	〒409-0305	丹波山村890	0428-88-0211(代)

## ■女性に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
女性に関する相談全般	山梨県女性相談所	〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2F	055-254-8635	電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 ※休館日(原則第2、4月曜日、年末年始)を除く毎日
	甲府市女性総合相談室	〒400-0857 甲府市幸町15-6 南庁舎1号館4階	055-223-1255	月~土 9:00~16:00 ※土曜日は電話相談のみ
	富士吉田市社会福祉事務所	〒403-0004 富士吉田市下吉田1846	0555-22-1111(代)	月・水・金 10:00~16:00

※上記以外にも市役所、町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

## ■男女共同参画の推進に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
男女共同参画の推進に関する相談	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-235-4171	休館日(原則第2、4月曜日、年末年始)を除く毎日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ峡南	〒409-2305 南部町内船9353-2	0556-64-4777	
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ富士	〒402-0052 都留市中央3-9-3	0554-45-1666	

※上記以外にも市役所、町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

## ■女性の健康・不妊に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
女性の健康に関する相談	中北保健所健康支援課	〒400-8543 甲府市太田町9-1	055-237-1380	平日 8:30~17:15
	中北保健所峡北支所健康支援課	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	0551-23-3073	
	峡東保健所健康支援課	〒405-0003 山梨市下井尻126-1	0553-20-2753	
	峡南保健所健康支援課	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8155	
	富士・東部保健所健康支援課	〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9034	
不妊に関する相談・情報提供	不妊(不育)専門相談センター「ルピナス」	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20	専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く) 15:00~19:00 面接相談



## ■配偶者等からの暴力（DV）・セクハラ等に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
配偶者等からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2階	055-254-8635	電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00
	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センターぴゅあ総合)	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 ※休館日(原則第2、4月曜日、年末年始)を除く毎日
	女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18	0570-070-810	電話相談 平日 8:30~17:15 面接相談 平日 8:30~17:15
心の健康相談室 (ストレスダイヤル)	精神保健福祉センター	〒400-0005 甲府市北新1-2-12	055-254-8700	平日 9:00~21:15 休日祝祭日 11:00~19:30
職場におけるセクシュアルハラスメント相談	山梨労働局雇用均等室	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	平日 8:30~17:15
性暴力110番	山梨県警察	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-224-5110 FAXも同じ番号	平日 8:30~17:00 FAX 24時間受付
犯罪被害者電話相談	山梨県犯罪被害者等相談窓口 (山梨県県民生活・男女参画課内)	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-4180	平日 8:30~17:15
	(公社)被害者支援センターやまなし	〒400-0031 甲府市丸の内2-32-11	055-228-8622	平日 10:00~16:00
人権に関わる相談	甲府地方方法務局人権擁護課	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18	055-252-7239	平日 8:30~17:15
	甲府地方方法務局鯉沢支局	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢2543-4	0556-22-0148	
	甲府地方方法務局大月支局	〒401-0012 大月市御太刀2-8-10	0554-22-0799	
	みんなの人権110番	400-8502 甲府市丸の内1-1-18	0570-003-110 (おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。)	
子どもの人権に関する相談	子どもの人権110番	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18	0120-007-110	
公正証書作成に関する相談	甲府公証役場	〒400-0024 甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル4F	055-252-7752	平日 8:30~17:00
	大月公証役場	〒401-0011 大月市駒橋1-2-27	0554-23-1452	

## ■県・市福祉事務所

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
	中北保健福祉事務所	〒400-8543 甲府市太田町9-1	055-237-1381	平日 8:30~17:00
	中北保健福祉事務所峡北支所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	0551-23-3074	
	峡東保健福祉事務所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	
	峡南保健福祉事務所	〒400-0601 南巨摩郡鯉沢町771-2	0556-22-8145	
	富士・東部保健福祉事務所	〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	
	甲府市福祉事務所	400-0031 甲府市丸の内1-18-1	055-237-1161	
	富士吉田市社会福祉事務所	〒403-8601 富士吉田市下吉田1842	0555-22-1111(代)	
	都留市福祉事務所	〒402-0051 都留市下谷2516-1	0554-46-5112	
	山梨市福祉事務所	〒405-8501 山梨市小原西843	0553-22-1111	
	大月市福祉事務所	〒401-8601 大月市大月2-6-20	0554-22-2111	
	韮崎市福祉事務所	〒407-8501 韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	
	南アルプス市福祉事務所	〒400-0395 南アルプス市小笠原376	055-282-1111	

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
	北杜市福祉事務所	〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1331	平日 8:30～17:00
	甲斐市福祉事務所	〒400-0193 甲斐市島上条1248	055-277-3114	
	笛吹市福祉事務所	〒406-0031 笛吹市石和町市部800	055-262-1271	
	上野原市福祉事務所	〒409-0192 上野原市上野原3832	0554-62-3111	
	甲州市福祉事務所	〒404-8501 甲州市塩山上於曾1040	0553-32-5067	
	中央市福祉事務所	〒409-3893 中央市成島2266	055-274-8544	

## ■自立支援等に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
就労に関すること	<b>職業安定所(ハローワーク)</b>			
	甲府公共職業安定所 ※【マザーズコーナー併設】	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5	055-232-6060	
	富士吉田公共職業安定所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609	
	〃 (大月出張所)	〒401-0013 大月市大月3-2-17	0554-22-8609	
	〃 (都留出張所)	〒402-0051 都留市下谷3-7-31	0554-43-5141	
	塩山公共職業安定所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609	
	韮崎公共職業安定所	〒407-0015 韮崎市若宮1-10-41	0551-22-1331	
	鯉沢公共職業安定所	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢1215	0556-22-8689	
	<b>やまなし・しごと・プラザ</b>	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5F	055-233-4510	(利用時間)平日 9:30～18:00 土 10:00～17:00
県営住宅入居に関すること	<b>山梨県住宅供給公社</b>	〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル1F	055-237-1656	平日 8:30～18:30 日 8:30～17:15
ひとり親家庭等の母の就業・自立に関する相談	<b>山梨県母子家庭等就業・自立支援センター</b>	〒400-0025 甲府市朝日4-5-21	055-252-7014	平日 10:00～16:00
雇用対策に関すること	<b>山梨労働局職業安定部</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857	平日 8:30～17:15
職場の男女差別、育児・介護休業、パート労働に関すること	<b>山梨労働局雇用均等室</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	
総合労働相談に関すること	<b>山梨労働局総務部企画室</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851	
労働条件に関すること	<b>山梨労働局労働基準部監督課</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2853	
安全衛生に関すること	<b>山梨労働局労働基準部健康安全課</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2855	
労災補償に関すること	<b>山梨労働局労働基準部労災補償課</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2856	
内職・法律相談	<b>県民生活センター</b>	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5F	055-223-1366	
労働相談	<b>中小企業労働相談所</b> (県民生活センター内)	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5F	055-223-1366	平日 8:30～17:00
労使紛争に関する労働相談	<b>山梨県労働委員会事務局</b>	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1827	平日 8:30～17:00
法的トラブル	<b>法テラス山梨</b> (日本司法支援センター山梨地方事務所)	〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F. 2F	050-3383-5411	平日 9:00～17:00

## ■男女共同参画に関する苦情処理

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
男女共同参画に関する県の施策について	山梨県県民生活・男女参画課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358	平日 8:30~17:15

- ◆やまなし女性の応援サイト <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>
- ◆やまなし子育てネット <http://www.yamanashi-kosodate.net/>



**平成24年度山梨県男女共同参画年次報告書**

平成25年1月公表

**【編集・発行】**

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL055-223-1358

E-mail : kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

